

## 第5編 参考資料

### 1 本計画目標に関連する国及び県の目標

指標	項目	基準年度 R3実績	計画目標 【R14】 (基準年度比)	国 【R7目標】	県 【R7目標】
①1人1日当たり ごみ総排出量		1,006g/人・日	976g/人・日 (-3.0%減)	約 850g/人・日	—
②1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源となるものを除く)		572g/人・日 うち可燃系ごみ 560g/人・日	506g/人・日 (-11.5%減) うち可燃系ごみ 493g/人・日	約 440g/人・日	537g/人・日
③事業系ごみ排出量		43,152t ※(R元実績)	39,594t (-8.5%減)	約 1,100 万t	—
④資源回収率		17.6%	20.1% (+2.5 ポイント)	約 28%	25%
⑤最終処分場の 残余年数		R36 年度まで (残余年数 30 年以上)	残余年数 20 年以上の維持	R24年度まで (R4年度に 20 年分を 維持)	—
⑥本市の一般廃棄物の 焼却処理に伴う温室効 果ガス排出量		35,849t-CO2	28,066t-CO2 (-21.7%)	—	—
⑦ごみ収集に関する 市民満足度		R3 アンケート結果 (収集・分別区分の満足 度は高い)	3R の取組推進後も、満 足している市民の割合 を 85%以上で維持	—	—
⑧3R への市民の 参加度・協力度		R3 アンケート結果 (取組が浸透していない ものが多い)	3R に取り組んでいる 市民の割合 80%	具体的な3R 行動の 実施率 H24 年度の世論調査 から 20%上昇	—

※③事業系ごみ排出量について、R2～R3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を顕著に受けていたため、影響前のR元年度を基準年度とする。

## 2 本計画と関連する主なSDGsのゴールとターゲット



ゴール		ターゲット	関連する基本施策等
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>(4.7)2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>	<p>基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>(6.3)2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p>	<p>し尿処理基本計画</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>(7.2)2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>	<p>基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>(11.6)2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>	<p>基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築</p> <p>基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築</p> <p>基本施策8 その他適正処理の推進</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>	<p>(12.2)2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p>	<p>基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進</p> <p>基本施策4 再使用の取組の促進</p> <p>基本施策5 適正な分別排出の促進</p>
		<p>(12.3)2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p>	
		<p>(12.5)2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>	
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>(14.1)2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>	<p>基本施策3 ごみの発生抑制の取組の促進</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	<p>(17.17)さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<p>基本施策2 協力・連携のための取組の推進</p>

### 3 前計画期間中のごみ排出量等の実績

#### ■ ごみ処理実績の推移

単位：t

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
行政区内人口(人)	339,025	337,524	336,298	334,334	332,387	330,471	328,040	325,664	323,218
総搬入量	126,090	126,212	124,328	122,836	123,952	122,836	123,106	119,469	118,638
可燃ごみ	106,199	107,530	106,314	105,736	107,459	106,478	106,901	102,928	102,978
家庭系ごみ	64,575	65,030	63,751	62,900	62,964	62,742	63,749	63,031	62,184
直営収集	63,127	63,789	62,626	61,613	61,720	61,291	62,194	61,401	60,416
自己搬入 (家庭系)	1,448	1,241	1,125	1,287	1,244	1,451	1,555	1,630	1,768
事業系ごみ	41,623	42,500	42,563	42,836	44,495	43,736	43,152	39,897	40,794
許可業者収集	33,803	33,992	33,949	33,965	35,999	36,013	35,760	32,484	33,673
自己搬入 (事業系)	7,820	8,508	8,614	8,871	8,496	7,723	7,392	7,413	7,121
不燃ごみ	1,308	1,217	1,132	1,112	1,117	1,201	1,257	1,342	1,283
可燃粗大ごみ	4,863	4,707	4,536	4,333	4,172	4,034	3,878	4,145	3,918
資源物	9,729	9,233	8,896	8,464	8,163	7,551	7,190	7,153	6,743
ビン	1,880	1,815	1,789	1,708	1,678	1,624	1,590	1,627	1,530
カン・金属類	2,452	2,350	2,361	2,292	2,319	2,209	2,090	2,231	2,086
紙類	4,916	4,554	4,259	4,090	3,712	3,314	3,111	2,915	2,813
布類	481	514	487	374	454	404	399	380	314
ペットボトル	200	162	183	160	161	148	147	143	148
プラスチック製容器包装	3,113	2,888	2,849	2,684	2,611	2,637	2,576	2,602	2,545
家電品	0	0	0	0	0	374	775	840	759
水銀含有廃棄物	116	115	111	108	108	107	107	114	109
美化ごみ・災害廃棄物	562	360	307	239	161	306	275	202	155
1日当たり排出量	345	346	340	337	340	337	336	327	325
1人1日当たり排出量(g)	1,019	1,024	1,010	1,007	1,022	1,018	1,025	1,005	1,006
#(資源物除く)(g)	940	950	938	937	954	956	965	945	948
#(資源となる物を除く)(g)	914	925	913	914	932	930	935	914	918
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	683	680	664	656	655	656	666	669	660
#(資源となる物を除く)(g)	576	579	566	562	564	566	576	578	572
#(可燃系ごみ)(g)	561	566	555	551	553	554	563	565	560
【事業系】 1日当たり排出量	114	116	116	117	122	120	118	109	112
資源回収率(%)	19.3	18.7	18.4	18.1	17.6	17.3	17.7	18.2	17.6

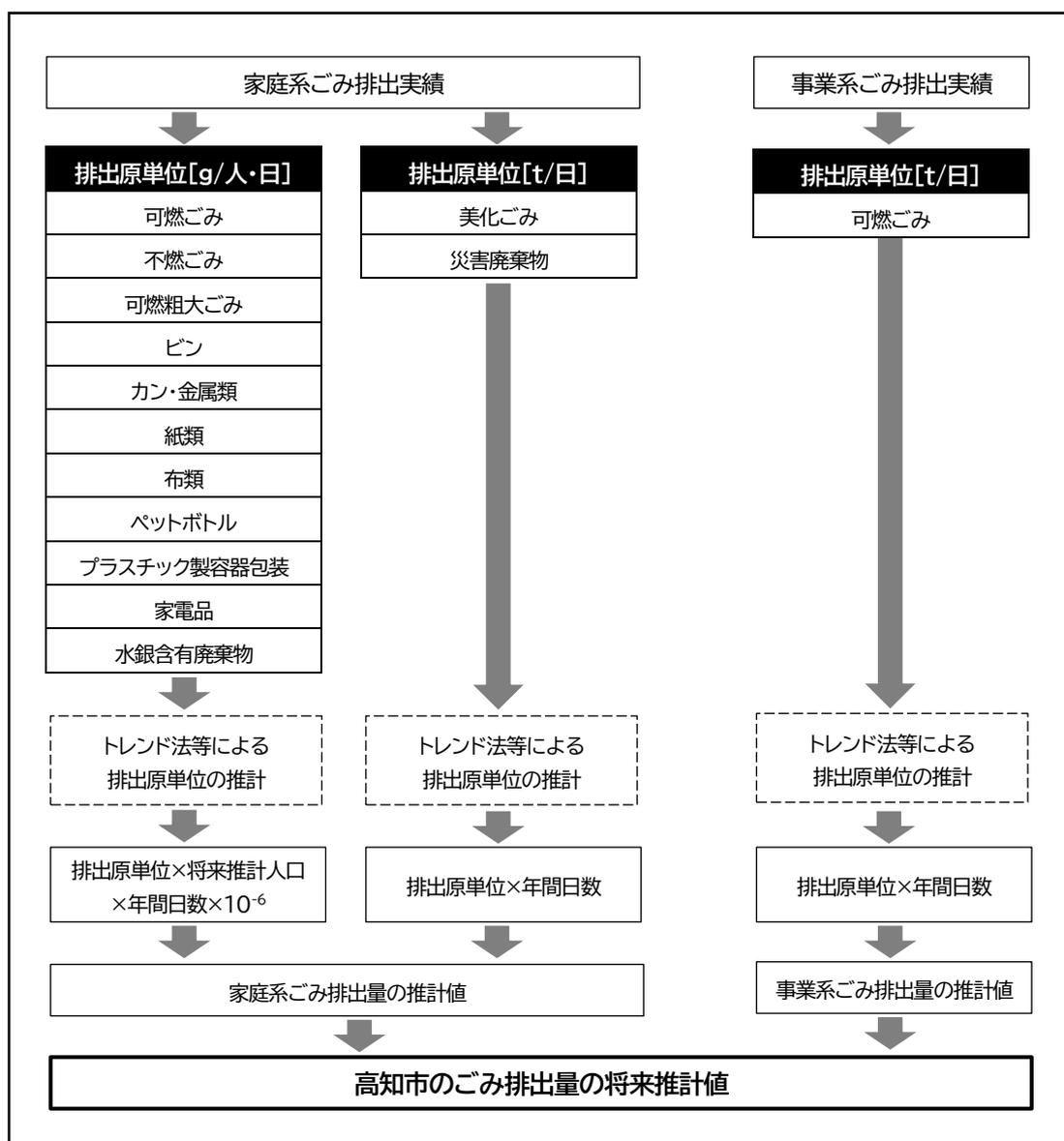
## 4 ごみ排出量等の将来予測データ

### (1) 将来推計の手順

ごみ排出量の将来推計は、策定指針を参考に、過去の実績から区別別に排出原単位を算出し、トレンド法等を用いて排出原単位の将来推計した上で、将来推計人口を乗じて排出量を予測しました。

家庭系ごみの排出量は、人口の増減に伴う影響を受けるため、基本的に「1人1日当たり排出量(g/人・日)」を排出原単位に用いましたが、美化ごみ及び災害廃棄物は、人口に連動するものではないため、「1日当たり排出量(t/日)」を排出原単位としました。また、事業系ごみについても、人口に連動するものではないため、「1日当たり排出量」を排出原単位としました。

### ■ ごみ排出量の将来推計の手順



■ 排出原単位の推計に用いた推計式

推計式の名称	式	説明	使用した原単位
直線式	$y=ax+b$	実績値を直線に置き換えた場合の推計式。増減の傾向を直線でそのまま反映。	—
二次関数式	$y=ax^2+bx+c$	実績値を放物線に置き換えた場合の推計式。変動傾向を極端に反映した予測になりやすい。	—
指数式	$y=ab^x$	実績値の増減率を一定の比率で増加または減少させる推計式。	・紙類(新聞)
べき乗式	$y=ax^b$	実績値の増減率を経年とともに徐々に増加させる推計式。	・可燃ごみ(家庭系) ・不燃ごみ ・布類
対数式	$y=a\log x+b$	実績値の増減率を一定の比率で減少させる推計式。	・可燃ごみ(事業系) ・可燃粗大ごみ ・ビン類 ・紙類(雑誌・雑がみ)
ロジスティック式	$y= k \frac{1}{1+e^{(a-bx)}}$	実績値の増減率を徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式。	—

※その他の原単位は、実績平均または直近実績を推計値としている。

(2) 将来推計人口

本計画では、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)が5年ごとに公表している地域別将来推計人口(2018(平成30)年3月推計)を用いました。

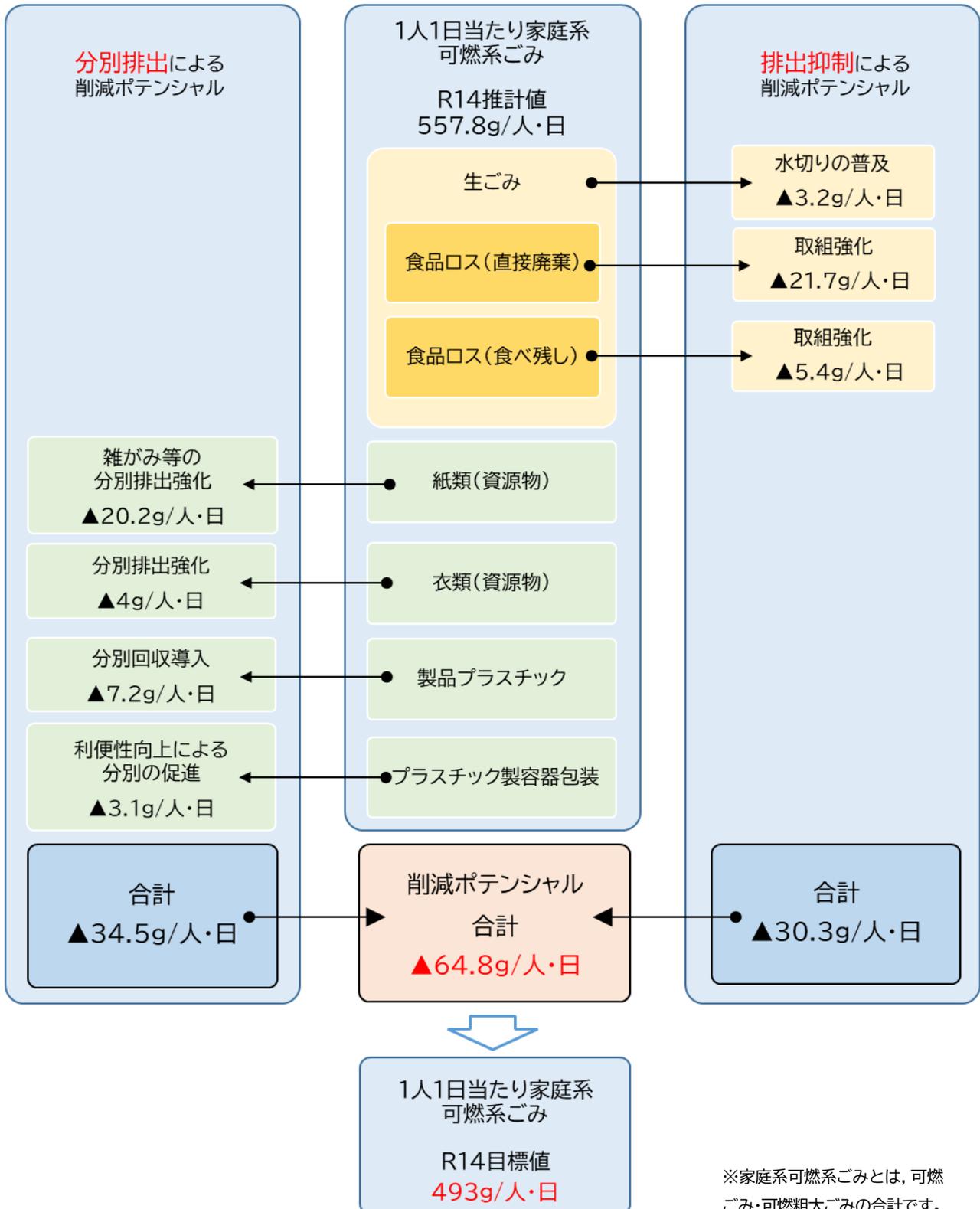
■ 将来推計人口

単位：人

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
将来推計人口	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
2018 社人研	—	—	319,668	—	—	—	—	308,913	—	—

### (3) 削減ポテンシャル

市民1人ひとりが、減量や分別に取り組むことで、さらなる、ごみの減量や再資源化が可能と見込まれる「削減ポテンシャル」について、組成分析や各種アンケート調査結果等から具体的な数値を算出しました。



(4) ごみ排出量等の将来予測データ

■ ごみ排出量等の現状推計

単位：t

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口(人)	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
総搬入量	119,640	118,918	118,609	117,989	117,666	116,752	116,149	115,589	115,236	114,279
可燃ごみ	104,206	103,738	103,590	103,200	103,055	102,384	101,981	101,590	101,384	100,660
家庭系ごみ	61,860	61,544	61,396	61,006	60,782	60,226	59,823	59,432	59,148	58,539
事業系ごみ	42,346	42,194	42,194	42,194	42,273	42,158	42,158	42,158	42,236	42,121
不燃ごみ	1,212	1,205	1,213	1,205	1,200	1,189	1,181	1,184	1,178	1,166
可燃粗大ごみ	3,812	3,756	3,710	3,662	3,624	3,567	3,520	3,484	3,444	3,386
資源物	6,529	6,358	6,244	6,094	5,973	5,832	5,711	5,599	5,515	5,388
ビン	1,529	1,509	1,505	1,483	1,466	1,452	1,431	1,409	1,402	1,377
カン・金属類	2,071	2,059	2,054	2,040	2,031	2,012	1,998	1,984	1,975	1,954
紙類	2,577	2,445	2,345	2,237	2,147	2,046	1,964	1,894	1,829	1,754
布類	352	345	340	334	329	322	318	312	309	303
ペットボトル	148	147	147	146	145	144	143	142	141	140
プラスチック製容器包装	2,553	2,539	2,532	2,515	2,505	2,481	2,464	2,447	2,435	2,409
家電品	782	778	776	771	768	760	755	750	746	738
水銀含有廃棄物	106	105	105	104	104	103	102	101	101	100
美化ごみ・災害廃棄物	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
1日当たり排出量	327	326	325	323	321	320	318	317	315	313
1人1日当たり排出量(g)	1,017	1,016	1,017	1,018	1,019	1,021	1,023	1,025	1,027	1,029
(資源物除く)(g)	961	962	963	965	968	970	973	975	978	981
(資源となる物を除く)(g)	931	932	933	935	937	940	942	945	947	950
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	657	656	655	654	653	652	652	651	651	650
(資源となる物を除く)(g)	571	571	571	571	571	571	571	571	571	571
(可燃系ごみ)(g)	558	558	558	558	558	558	558	558	558	558
【事業系】 1日当たり排出量	116	116	116	116	116	116	116	116	115	115
資源回収率(%)	17.4%	17.3%	17.2%	17.1%	17.0%	16.9%	16.9%	16.8%	16.7%	16.6%

■ ごみ排出量等の目標値

単位：t

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口(人)	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
総搬入量	119,030	117,705	116,791	115,572	114,652	113,157	111,973	110,834	109,895	108,389
可燃ごみ	103,190	101,716	100,564	99,185	98,049	96,422	95,061	93,723	92,560	90,940
家庭系ごみ	61,097	60,027	59,128	58,002	57,043	55,781	54,673	53,587	52,604	51,346
事業系ごみ	42,093	41,689	41,436	41,183	41,006	40,641	40,388	40,136	39,956	<b>39,594</b>
不燃ごみ	1,212	1,205	1,213	1,205	1,200	1,189	1,181	1,184	1,178	1,166
可燃粗大ごみ	3,812	3,756	3,710	3,662	3,624	3,567	3,520	3,484	3,444	3,386
資源物	6,813	6,925	7,091	7,215	7,370	7,493	7,635	7,782	7,957	8,075
ビン	1,529	1,509	1,505	1,483	1,466	1,452	1,431	1,409	1,402	1,377
カン・金属類	2,071	2,059	2,054	2,040	2,031	2,012	1,998	1,984	1,975	1,954
紙類	2,814	2,918	3,052	3,173	3,313	3,432	3,570	3,716	3,868	3,997
布類	399	439	480	519	560	597	636	673	712	747
ペットボトル	162	174	187	198	211	221	233	244	255	265
プラスチック製容器包装	2,661	2,754	2,853	2,940	3,034	3,110	3,193	3,274	3,361	3,427
家電品	782	778	776	771	768	760	755	750	746	738
水銀含有廃棄物	106	105	105	104	104	103	102	101	101	100
美化ごみ・災害廃棄物	292	292	292	292	292	292	293	292	293	292
1日当たり排出量	325	322	320	317	313	310	307	304	300	297
1人1日当たり排出量(g)	1,012	1,006	1,001	997	993	990	986	983	980	<b>976</b>
(資源物除く)(g)	954	947	940	935	929	924	919	914	909	904
(資源となる物を除く)(g)	922	914	907	900	894	888	881	875	869	863
【家庭系】 1人1日当たり排出量(g)	654	650	646	642	638	634	630	627	623	620
(資源となる物を除く)(g)	565	558	551	545	539	532	526	519	513	<b>506</b>
(可燃系ごみ)(g)	552	545	539	532	526	519	513	506	500	<b>493</b>
【事業系】 1日当たり排出量	115	114	114	113	112	111	111	110	109	108
資源回収率(%)	17.7%	17.9%	18.2%	18.4%	18.7%	19.0%	19.2%	19.5%	19.8%	<b>20.1%</b>

(5) 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の将来予測データ

本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の将来予測データは、一般廃棄物の焼却処理量及び一般廃棄物の焼却処理量に占めるプラスチック類の組成率を基に、算出しました。また、目標値については、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量の取組や、分別排出等による再資源化の取組の効果を踏まえた、一般廃棄物の焼却処理量及びプラスチック類の組成率を基に算出しました。

なお、第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(事務事業編)と整合性を図り、同計画の目標年度である2030(令和12)年度までには、プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を開始していることを想定するとともに、プラスチック類の組成率についても、同計画と同条件(18.40%)で算出しました。

■ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の現状推計

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
一般廃棄物の焼却処理量(t)	110,616	110,058	109,785	109,291	109,054	108,272	107,769	107,290	106,989	106,152
プラスチック類の組成率(%)	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40
温室効果ガス排出量(t-CO2)	34,921	34,745	34,658	34,503	34,428	34,181	34,022	33,871	33,776	33,512

■ 本市の一般廃棄物の焼却処理に伴う温室効果ガス排出量の目標値

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
一般廃棄物の焼却処理量(t)	109,573	108,002	106,718	105,229	103,994	102,250	100,783	99,350	98,085	96,347
プラスチック類の組成率(%)	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	18.40	(※)16.66	16.66	16.66
温室効果ガス排出量(t-CO2)	34,592	34,096	33,690	33,220	32,830	32,280	31,817	28,940	28,572	<b>28,066</b>

※プラスチック使用製品廃棄物の一括回収を開始していることを想定

## 5 し尿処理量の将来予測データ

### (1) 将来推計の手順

し尿処理量の将来推計は、過去の実績から1人1日当たりの排出原単位を算出し、し尿処理人口の将来推計を乗じて予測しました。

### (2) し尿処理人口の将来推計

本計画の対象となる、行政区域内人口は、ごみ排出量の将来推計と同様に、社人研が公表している地域別将来推計人口(2018(平成 30)年3月推計)を用いるとともに、し尿処理形態ごとの人口は、過去の実績から、トレンド法等を用いて推計しました。

#### ■ し尿処理人口の将来推計

単位：人

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
行政区域内人口	321,444	320,557	319,668	317,517	315,366	313,215	311,064	308,913	306,535	304,157
公共下水道人口	176,150	176,878	180,235	180,855	181,433	181,975	182,487	182,969	183,428	183,863
陸上処理人口	145,016	143,422	139,197	136,447	133,739	131,067	128,425	125,813	122,997	120,205
し尿収集人口	17,806	16,986	16,203	15,308	14,454	13,640	12,866	12,124	11,400	10,706
浄化槽人口	127,210	126,436	122,994	121,139	119,285	117,427	115,559	113,689	111,597	109,499
自家処理人口	278	257	236	215	194	173	152	131	110	89

### (3) し尿処理量の将来推計

#### ■ し尿処理量の将来推計

単位：KL

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
し尿	16,075	15,335	14,628	13,820	13,049	12,314	11,615	10,945	10,292	9,665
浄化槽汚泥	80,128	79,640	77,472	76,304	75,136	73,966	72,789	71,611	70,293	68,972
嶺北し尿・ 浄化槽汚泥	7,775	7,669	7,564	7,451	7,339	7,227	7,115	7,003	6,908	6,814
合計	103,978	102,644	99,664	97,575	95,524	93,507	91,520	89,560	87,494	85,451

※嶺北し尿・浄化槽汚泥は、嶺北広域行政事務組合生活排水処理基本計画(平成 31 年3月)の人口予測から推計

## 6 関連条例の抜粋

### ○高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(平成6年1月1日 条例第1号)

改正 平成 7 年 10 月 1 日条例第 45 号	平成 8 年 4 月 1 日条例第 21 号
平成 9 年 4 月 1 日条例第 11 号	平成 10 年 4 月 1 日条例第 22 号
平成 11 年 4 月 1 日条例第 12 号	平成 12 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 12 年 12 月 26 日条例第 64 号	平成 13 年 4 月 1 日条例第 12 号
平成 16 年 1 月 1 日条例第 11 号	平成 17 年 4 月 1 日条例第 83 号
平成 18 年 10 月 1 日条例第 56 号	平成 19 年 10 月 1 日条例第 45 号
平成 24 年 4 月 1 日条例第 45 号	平成 25 年 1 月 1 日条例第 28 号
平成 26 年 1 月 1 日条例第 1 号	平成 31 年 4 月 1 日条例第 21 号
令和 2 年 4 月 1 日条例第 40 号	

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年条例第 28 号)の全部を改正する。

#### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいない場合はその管理者をいう。

(3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定によ

り、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。

(4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の

減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

- (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
  - (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
  - (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。
- (1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。
  - (2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。
- 3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

#### (清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に塀、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は

建物の適正な管理に努めなければならない。

- 2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等(飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。)その他の廃棄物を捨ててはならない。
- 4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。
- 5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

#### (空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器(以下「回収容器」という。)を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

#### (環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域(以下「重点地域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

ない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に規定する実施計画(以下「一般廃棄物処理実施計画」という。)を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬(以下「収集運搬」という。)の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの(以下「資源ごみ」という。)については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 爆発性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

## 第 12 条 削除

(手数料の減免等)

第 13 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 11 条の手数料を減免することができる。

2 第 11 条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第 14 条 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第 7 条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 15 条 削除

(審議会)

第 16 条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第 17 条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第 18 条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第 19 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相

当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、

20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。

4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。

5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。

6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。  
(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。  
第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号

を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年1月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第45号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第45号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

4 第40条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定は、平成26年4月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月1日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例中第19条の改正規定は公布の日から、別表2の改正規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表2の規定は、平成31年10月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第

12 条の規定により市が処分し着手した産業廃棄物については、この条例による改正後の高知市廃棄物の減

量及び適正処理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 市長が指示することができる多量の一般廃棄物

区分	排出量
(1) ごみ	常時多量排出量 1日平均10キログラム以上
	一時多量排出量 30キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表2 一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種別	取扱区分		単位	処理手数料	
ア し尿	定額制	回数割	普通便槽	1世帯当たり収集1回につき	420円
			改良便槽	420円	
		人頭割	世帯人員1人につき1か月	420円	
	従量制	回数割	収集1回につき	420円	
		従量割	18リットルにつき	240円	
イ 犬,猫等の死体		1体につき	1,040円		

備考

- 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集(以下「定期収集」という。)のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。
- 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。
- 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人頭割又は従量割の額を加算した額とする。
- 4 人頭割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。
- 5 従量制は、定額制を適用しない全ての場合を対象とする。
- 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。
- 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料630円を加算する。
- 8 下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料320円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。

(2) 市が処分のみをする場合

種別	単位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物(し尿を除く。)	10 キログラムまでごとに	120 円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10 キログラムまでごとに	290 円
ウ 水銀含有廃棄物	5 キログラムまでごとに	720 円
エ 犬, 猫等の死体	1 体につき	410 円

備考 一般家庭の廃棄物で, アの項にあつては 30 キログラム未満, イの項にあつては 10 キログラム未満, ウの項にあつては5キログラム未満のものについては, それぞれの項の規定にかかわらず, 処分手数料を徴収しない。

## 7 本計画策定までの経過

---

### (1) 策定経過

令和2年	11月16日	●令和2年度 廃棄物処理運営審議会
令和3年	8月2日	暮らしと環境, 家庭ごみに関するアンケート調査実施
	～8月31日	暮らしと環境, 事業所ごみに関するアンケート調査実施
令和4年	4月19日	第1回計画策定委員会
	4月26日	第2回計画策定委員会
	5月10日	第3回計画策定委員会
	6月2日	●令和4年度第1回 廃棄物処理運営審議会
	6月22日	資源・不燃物ステーションに関するアンケート調査実施
	～7月15日	
	8月2日	第4回計画策定委員会
	8月9日	第5回計画策定委員会
	8月16日	第6回計画策定委員会
	9月16日	●令和4年度第2回 廃棄物処理運営審議会(書面開催)
	10月4日	第7回計画策定委員会
	10月12日	第8回計画策定委員会
	10月18日	第9回計画策定委員会
	11月16日	●令和4年度第3回 廃棄物処理運営審議会
令和5年	1月5日	パブリック・コメント実施
	～1月31日	
	3月2日	●令和4年度第4回 廃棄物処理運営審議会

## (2) 審議会委員名簿

(敬称略)

会長	松本 明	高知大学地域協働学部 准教授
職務代理者	須内 宗一	元高知市環境部
委員	上田 秀彦	高知市許可環境事業協同組合 副理事長 株式会社高知清掃センター代表取締役
	島田 和宏	高知市町内会連合会 副会長
	杉本 幸三	高知県林業振興・環境部環境対策課長
	田中 佐和子	NPO 高知市民会議 専務理事
	谷内 俊輔	(株) サンシャインチェーン本部コンプライアンス室係長
	中田 陽子	高知市商店街振興組合連合会 女性部会長
	西澤 窈子	高知市再生資源処理協同組合 代表理事
	西村 博文	株式会社高知新聞社 総務部長
	平島 輝之	高知商工会議所総務企画部 副部長
	宮地 理香	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事
	山本 正篤	公益財団法人高知市環境事業公社 理事長
	渡辺 るみ子	高知県地球温暖化防止活動推進員

## (3) 計画策定委員会

委員	高知市環境部長 ・ 環境部副部長 新エネルギー・環境政策課長 環境施設対策課長 ・ 環境施設対策課副参事 廃棄物対策課長 ・ 環境保全課長 清掃工場長 ・ 環境業務課長 東部環境センター所長 ・ 環境事業公社 副参事
事務局	新エネルギー・環境政策課

## 8 用語解説

### ア行

#### ■一般廃棄物 【p6 他】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭から生じた「家庭系ごみ」と、事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。さらに、一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

#### ■温室効果ガス 【p1 他】

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)などの温室効果を持つ気体のこと。近年、化石燃料の使用増加などに伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球の温暖化が進んでいる。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類のガスが削減対象として定められている。

### カ行

#### ■拡大生産者責任 【p3】

自ら生産する製品などについて、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。平成12年6月施行の「循環型社会形成推進基本法」に明記されている。

#### ■カーボンニュートラル 【p58】

二酸化炭素の排出量と吸収量が同量であり、実質的に二酸化炭素排出量がゼロになっていること。

#### ■管理型最終処分場 【p26】

最終処分場の種類の1つで、埋立地からの浸出液による地下水等の汚染を防止するために、埋立地の側面や底面をビニールシートで覆、遮水工や、浸出水を集める集水設備、浸出液の処理施設が設けられている。

#### ■許可業者(一般廃棄物収集運搬)

【p18, p85, p86】

市町村長から許可を受けた収集運搬業者のこと。本市では、事業系ごみの収集・運搬を主に許可業者が行っている。

### サ行

#### ■災害廃棄物 【p83】

災害時に発生する廃棄物のうち、特に災害が原因となって発生する廃棄物のこと。住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)などに伴い排出される廃棄物がある。

災害廃棄物の処理に当たっては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速な処理が必要であり、あらかじめ仮置場を検討しておくなどの対応が求められる。

#### ■最終処分 【p26, p62 他】

中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、資源化できないものを処理すること。埋立てや海洋投入することをいう。本市においては、最終処分場での埋立処分を行っている。

#### ■在宅医療廃棄物 【p20, p76】

家庭から排出される使用済み注射針や点滴バッグなどの医療廃棄物のことで、感染性の廃棄物である可能性があることから、適正な収集・処理の点で課題となっている。

#### ■産業廃棄物 【p4, p6 他】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

### ■指定袋 【p35, p73】

自治体が指定するごみ袋のこと。ごみの減量や適正排出に向けた手法の1つで、袋に間違いやすい品目の注意喚起をデザインすることによる、排出間違いの防止等が期待される。

### ■し尿 【p7, p84 他】

人体から排出される大便と小便の混合物のこと。

### ■循環型社会 【p1, p34, p55 他】

廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り抑制される社会をいう。

### ■焼却灰・飛灰 【p22, p38, p80 他】

焼却灰は、焼却したごみの燃えがらのことで、焼却炉の底から排出される。飛灰は、ろ過集じん器などで捕集した排ガスに含まれている煤塵(ばいじん)で、どちらも加湿して集められる。

### ■浄化槽 【p84, p87 他】

し尿と台所や風呂等から排出される生活排水をきれいに処理し、公共用水域へ放流する施設のことをいう。し尿と生活排水をあわせて処理ができる浄化槽を「合併処理浄化槽」といい、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」という。なお、単独処理浄化槽の新設は、「浄化槽法」で禁止されている。

### ■浄化槽汚泥 【p84, 87 他】

合併あるいは単独処理浄化槽の槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったもので、清掃時に引き出される汚泥のこと。

### ■食品ロス 【p15, p59, p70 他】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。家庭では、調理時に野菜などの皮をむきすぎる過剰除去や、食べ残し、消費期限が切れて廃棄することなどが原因で発生する。事業所では、食品製造業や卸売業、小売店での売れ残り、飲食店での食べ残し、提供期限切れなどが原因で発生する。

### ■生活排水処理構想 【p7】

本市における経済性や地域の特性を考慮して、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、整備の区域や手法、目標等を定めたもの。

### ■ゼロ・エミッション 【p22】

ある産業から発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することで、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。

### ■全国都市清掃会議 【p25】

廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究などを行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的に1947年に設立された公益社団法人。

## 夕行

### ■脱炭素社会 【p1, p55】

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

### ■中間処理 【p22, p42, p79 他】

収集したごみを焼却、減容、破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

## ナ行

### ■日本容器包装リサイクル協会 【p24】

「容器包装リサイクル法」に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う公益財団法人。

### ■熱回収 【p3, p80 他】

ごみの焼却処理において、焼却炉から発せられる熱エネルギーを発電に利用する等、エネルギーの回収を行うこと。サーマルリカバリーともいう。

## ハ 行

### ■廃棄物減量等推進員 【p18, p70】

市長が2年の任期で委嘱し、市と協力して地域におけるごみの減量や再整理用を促進していくためのボランティアリーダーのこと。令和4年12月末現在1,038人に委嘱。

### ■排出者責任 【p3】

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきととの考え方。

## ワ 行

### ■ワンウェイプラスチック

【p15, p56, p72】

ストローや、使い捨てのスプーン・フォークなど、1回の使用で廃棄してしまう使い捨てプラスチックのこと。





## 第4次高知市一般廃棄物処理基本計画



---

2023(令和5)年3月 発行：高知市

編集：高知市新エネルギー・環境政策課  
高知市本町5丁目1-45  
TEL：088-823-9209  
FAX：088-823-9553  
E-mail：[kc-180500@city.kochi.lg.jp](mailto:kc-180500@city.kochi.lg.jp)

---

